平成２９年（フ）第６９５号
神戸市中央区筒井町２丁目３番18号　広島屋第１ハイツ402
債務者　岡谷　美鈴（旧姓河口）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
神戸市西区伊川谷町有瀬1137番地の41
債務者　大海加央里
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県淡路市中村612番地
債務者　清水　健史
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番34号
債務者　井上　貴裕
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４６２号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1770番地10
債務者　飯泉　利保
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４６８号
神奈川県小田原市高田94番地の１
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９４号
神奈川県平塚市東八幡４丁目４番22号　ライツハイムＢ－７
債務者　冨澤　和代
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８５号
神奈川県厚木市温水2265番地１　アーツヒルズ203
債務者　岡澤　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４６５号
神奈川県南足柄市飯沢50番地、前住所神奈川県南足柄市塘下135番地１　諸川和明方
債務者　堂下　喜壽
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７２号
神奈川県平塚市横内4183番地の１　ポプリｄｅ撫子、前住所神奈川県平塚市寺田縄450番地の16
債務者　荒　　裕美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９３号
神奈川県秦野市本町３丁目11番10号
債務者　稲本　直子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８７号
千葉県我孫子市中里59番地の１
債務者　中野　　昭
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０１号
千葉県松戸市六実２丁目37番地の９
債務者　中薗　和子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１６号
千葉県野田市柳沢144番地の８
債務者　廣田　友紀
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３７号
千葉県流山市加４丁目５番地の24　テラストネＡ－１
債務者　水上　共美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６９号
千葉県野田市木間ケ瀬5359番地181
債務者　黒崎裕一郎
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７１号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地　新松戸南パークハウスＢ－1207
債務者　稲葉　一人
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部